

町の各種相談窓口

- 人権相談 (困りごと相談) ・ ・ ・ [人権推進課]**
人権擁護委員が、人権侵害の問題やもめごとなどの相談に応じます。
- 女性相談 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ [人権推進課]**
女性相談員が、女性の抱えるさまざまな悩みや不安等の相談に応じます。 ※予約優先
- 法律相談 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ [住民相談室]**
弁護士が、契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。 ※事前予約
- 行政相談 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ [住民相談室]**
行政相談委員が、国・県・町の行政に関する要望や苦情などの相談に応じます。
- 消費生活相談 ・ ・ ・ ・ ・ [元気まちづくり課]**
消費生活相談員が消費者契約トラブル等の相談に応じます。
- 暮らしの相談 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ [福祉課]**
相談支援員が経済的困りごとや就職活動支援等の相談に応じます。

問合せ **伊奈町役場**
TEL 048-721-2111

- こころの健康相談 ・ ・ ・ ・ ・ [健康増進課]**
専門の相談員と保健師が、いろいろな心の悩みをつ方の相談に応じます。 ※完全予約制

問合せ **健康増進課 (保健センター)**
TEL 048-720-5000

- 児童相談**
相談員が、子どものしつけや生活についての相談に応じます。

問合せ **伊奈町子育て支援センター**
TEL 048-728-3482

- 心配ごと相談 ・ ・ ・ ・ ・ [社会福祉協議会]**
民生委員・児童委員が、生活上の迷い、困りごとの相談に応じます。

問合せ **社会福祉協議会**
TEL 048-722-9990

※各相談の詳細は、広報「いな」または町ホームページでご確認のうえ、各担当までお問い合わせください。



性的マイノリティ (LGBT) に対する理解を深めよう

「性」と一言と言っても、そのあり方には多様性があります。人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す性的指向に関して、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々があります。また、からだの性とこころの性が一致しない性同一性障害では、その食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々があります。「性」の多様性をみとめ、性的マイノリティ (LGBT) への偏見や差別をなくしましょう。 ※性的マイノリティ=性的少数者

災害時における被災者 への人権に配慮しよう

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。災害時に全ての人の人権が適切に守られるよう、一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、関心と認識を深める必要があります。



その他の様々な人権問題

人身取引 (トラフィッキング)、ホームレス (路上生活者) の自立の問題や個人のプライバシーの侵害なども深刻な社会問題になっています。これらの様々な人権問題を正しく理解し、差別や偏見のない社会を築いていきましょう。



女性の人権 男女共同参画社会を推進しよう

「男は仕事、女は家庭」というように、男女の役割を固定的にとらえる意識は依然として根強く残っています。また、女性に対する暴力やセクシャル・ハラスメントやストーカー行為なども、女性の人権に関する重大な問題です。男性と女性が社会の対等な構成員として、責任をわかち合い、一人ひとりが個人として尊重される男女共同参画社会の実に向けて努力していくことが大切です。

子ども の人権を守ろう

陰湿で執拗ないじめ、保護者による虐待、教育者による体罰、国内外での児童買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる深刻な問題が起きています。子どもも一人として最大限に尊重されなければならないということを、大人自身が自覚しなければなりません。



アイヌ の人々に対する理解を深めよう

アイヌの人々には独自の豊かな文化がありますが、近世以降のいわゆる同化政策や文化の伝承者の高齢化に伴い、文化の保存や伝承の重要な基盤が失われつつあります。また、アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける差別や偏見が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深め、その文化を維持し、その尊厳を尊重することが大切です。

同和問題 を正しく理解し 問題解決につなげよう

同和問題は、封建社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度に基づく我が国固有の人権問題です。同和地区に生まれ育ったということや理由に、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなど、差別事象が後を絶ちません。同和問題を解決するためには、一人ひとりがこの問題を正しく認識し、自らの意識を見つめ直すとともに、差別を許さないという強い意志を持つことが大切です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年12月施行

障がいのある人 の人権を 尊重しよう

障がいのある人に対する理解や配慮はいまだ不十分であり、アパートへの入居を拒否されたり、車いすでの入店を拒否されるなどの様々な人権問題が発生しています。障がいのあるなしにかかわらず、全ての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で普通に生活するというノーマライゼーションの理念を広く社会に定着させていくことが大切です。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年4月施行

犯罪被害者とその家族 の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族に対する人権問題としては、直接的な犯罪被害のほか、マスメディアの行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損などの二次的被害の問題も発生しています。犯罪被害者とその家族の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。



外国人 のもつ文化や多様性を 受け入れよう

国際化が進み、我が国で暮らす外国人が増加する一方で、アパート等への入居を拒否されたり、就職時や職場で不利な扱いを受ける、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）など、様々な人権問題が発生しています。外国人に対する偏見や差別をなくしていくためには、外国人の文化や生活習慣を理解・尊重し、多様性を受け入れていくことが大切です。

「本邦外出生者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」2016（平成28）年6月施行

HIV感染者やハンセン病 患者等に対する偏見をなくそう

エイズ、ハンセン病をはじめ感染症に対する正しい知識や理解の不足から、感染症等にかかった人々に対する、日常生活、職場、医療現場における差別やプライバシー侵害などの問題が起きています。正しい知識を持ち、理解不足による偏見や差別意識の解消に努めましょう。



刑 を終えて出所した人への偏見をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見には根強いものがあり、就職差別や悪意のある噂を流布するなどの問題が起きています。刑を終えて出所した人が更正するためには、本人の強い意欲と共に、周囲の人々の理解と協力が必要です。

「再犯の防止等の推進に関する法律」2016（平成28）年12月施行



北朝鮮当局による拉致問題 について関心と認識を深めよう

拉致問題は、国家主権にかかわる問題であるとともに、重大な人権侵害であることから、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務と定められています。拉致問題の解決が国民的な課題であることをしっかりと踏まえ、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

高齢者 を大切にできる心を育てよう

急速に進行する社会の高齢化に伴い、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害など様々な問題が生じています。高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して心豊かにすごせるよう、地域全体で見守っていく社会を構築することが大切です。



インターネット を悪用した人権侵害をなくそう

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生しています。インターネット利用一人ひとりが、他人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めるとともに、インターネットを正しく利用することが必要です。

